

提携利用を検討の企業様へ

企業主導型保育園とは

「企業主導型保育事業」とは、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的としたものです。

(内閣府 WEB サイトより引用)

企業主導型保育園では、契約した企業の従業員のお子様のお預かりができます。

わかばかなやま保育園では、従業員さまが安心して長く働き続けられるように、提携企業を募集しています。

出産・育児に伴う離職を減らしたい

育休からの復職が難しい

女性職員の新規雇用に力を入れたい

“子ども”と“働き方”の悩みを解決するために、法人契約をご検討ください。

提携利用のメリット

1 / 企業イメージの向上

従業員様のお子様は待機児童になることを避けられるので社会的に子育てに貢献している企業として魅力が向上します。

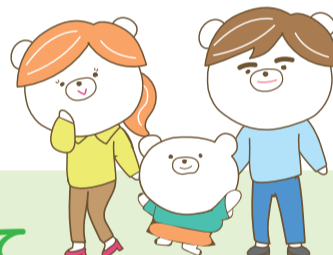
御社の事業所専用の保育所として活用できるため、求人の際の福利厚生欄に「提携保育所完備」と明記いただけます。

2 / 人材採用に有効

保育園の利用が可能であることが、出産後も長く働きたいと考える女性の方にとって魅力的であり、新規社員の採用活動のPRポイントとなります。

3 / 離職による人材流出をSTOP

出産・子育てなどの理由で退職してしまう女性社員も、提携保育園があれば産後も育児中も安心して預けられ、離職せずに働くことができます。



利用できる企業の要件について

★金山学園と利用契約を結んでいること

★子ども・子育て拠出金を負担している事業者様（厚生年金の適用事務所等）

※子ども・子育て拠出金を負担していない企業様は利用契約を締結できません。

利用契約～利用までの流れ

STEP 01 利用提携契約

利用を希望される企業様は当園までご連絡いただき、契約内容のご説明をいたします。貴社負担額を決め、利用提携契約を締結します。契約締結後は、求人等で提携保育施設がある旨を記載することができます。

STEP 02 ご見学・面談

従業員様に当園を紹介していただき、入園を希望される従業員様には一度園にきていただけます。お子様とも面談させていただきます。利用にあたっての決まりごとなどを説明します。

STEP 03 入園申込・入園契約

従業員様でのご利用は、従業員様入園申込に対する貴社の同意と、貴社の被雇用者であることの証明が必要です。従業員様と保育園で入園契約、サービス開始します。

貴社負担額・従業員保育料のお支払開始



まずはご連絡ください!

049-299-7886

info@wakaba-kanayama.jp